



Tax & Legal Newsletter

2021年8月

※本ニュースレターは、英文ニュースレターの翻訳版です。
日本語訳と[原文](#)（英文）に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）感染拡大の影響を受けた事業者支援のための税制措置

タイ政府は、COVID-19 感染拡大の影響を受けた事業者支援のために、以下の税制措置を公表しました。

アセットウェアハウジングプログラムと金融機関に対する債務に係る措置、金融機関が貸倒処理した不良債権に係る緩和措置、金融機関の債務整理のために担保として譲渡された資産に係る基準

➤ 2021年7月13日付で発効された勅令第721号仏暦2564年（2021年）は、アセットウェアハウジングプログラムに関して以下に掲げる一定の免税措置を定めています。

1. COVID-19 感染拡大の影響を受けた事業者に対する支援とリハビリテーションの提供に関する緊急勅令仏暦2564年（2021年）（以下、「緊急法」）に基づいて、債務者¹が債務整理のために担保資産を譲渡することに関連して金融機関²から債務免除を受けたことにより生じた所得は、歳入局長官が定める規則、基準及び要件に基づき、法人所得税又は個人所得税が免除されます。

2. 金融機関の債務者及び金融機関が、歳入局長官が定める規則、基準及び要件に基づき、緊急法に基づいて資産の譲渡、物品の売却、契約の締結を行う場合には、個人所得税、法人所得税、源泉税、特定事業税、印紙税が免税とされます。

¹ 「債務者」とは、金融機関に債務を有する事業者を指すものとし、金融機関が債務整理のために有する担保資産の所有者を含みます。

² 「金融機関」とは、金融機関に関する法律に基づく商業銀行及び貸金業を営む金融機関に関する法律に基づく一定の金融機関を指します。

- 2021年7月14日付で発効された省令第375号(令和3年)は、緊急法に則してタイ中央銀行が公表した債務整理のための担保資産の譲渡に関する規則及び要件に基づいた資産の譲渡により整理された債務については、金融機関は一般的な貸倒処理を行うことなく、債務者の口座から債権を償却することができる旨を規定しています。
- 2021年7月16日付で公表され、2021年7月14日から発効された歳入庁長官通達第34号(令和3年)は、勅令第721号に基づく資産の譲渡によって整理される債務に関する規則、基準及び要件を明らかにしました。その概要は、以下のとおりです。

1. 金融機関の債務者、担保資産の所有者及び金融機関は、資産の譲渡スキームによる債務整理に賛同する旨の証書を共同で作成し、当該証書を歳入庁長官に提出することが求められます。当該証書の提出は、債務者が居住する地域又は事業所が所在する地域を管轄する歳入局の事務所に、年末日又は債務免除がされた会計期間の末日までに適宜行われることが求められます。
2. 金融機関の債務者、担保資産の所有者及び金融機関は、権利の登録や法律行為が行われた時点で、担保資産の譲渡スキームによる債務整理に賛同する旨の証書(タイ中央銀行より発行)を土地担当官に提出することが求められます。
3. 金融機関は、担保資産の譲渡スキームによる債務整理に基づく資産の返還(償還)証書を作成し、譲渡が行われた会計期間の末日までに、債務者が居住する地域又は事業所が所在する地域を管轄する歳入局の事務所を通じて歳入庁長官に提出することが求められます。

電子寄附システム(e-Donation)を介した国立ワクチン研究所に対する寄附に関する税制優遇措置

2021年7月12日付で発効された勅令第719号(令和3年)は、電子寄附システム(e-Donation)を介した国立ワクチン研究所(NVI)に対する寄附金の額につき、個人所得税及び法人所得税から費用控除することを認めています。当該税制優遇措置は2021年1月1日から2023年12月31日までの間に行われた寄附に適用され、その概要は以下のとおりです。

1. 個人が NVI に対して行う寄附金の額は、個人所得税の計算上で費用控除することが認められます。ただし、それ以外にも歳入法第 47 条(7)に基づいて控除可能な寄附金の額がある場合、寄附金の額の控除限度額は課税所得金額（所得金額の合計額から各種手当や控除額を差し引いた金額）の 10%相当額とされます。
2. 法人及びパートナーシップが NVI に対して行う寄附金の額（現金による寄附か現物資産による寄附かを問わず）は、法人所得税の計算上で費用控除することが認められます。ただし、それ以外にも公共慈善事業又は歳入法第 65 ter (3) (B)に基づく公共の利益を支援するための控除可能な寄附金の額がある場合、寄附金の額の控除限度額は課税所得金額の 2%相当額とされます。
3. ワクチンの研究、開発、製造、流通を支援するために VAT 登録者が NVI に現物資産を寄附した場合は、VAT が免税とされます。

電子寄附システム（e-Donation）を介して NVI に行われた寄附に関する所得税の費用控除及び VAT 免税の規則、基準及び要件

2021 年 7 月 22 日付で発効された歳入局長通達第 35 号仏暦 2564 年（2021 年）は、勅令第 719 号が定める 2021 年 1 月 1 日から 2023 年 12 月 31 日までの間に電子寄附システム（e-Donation）を介して NVI に行われた寄附金の額に関する所得税の費用控除、VAT 免税に係る規則、基準及び要件を明らかにしました。費用控除及び免税に係る主な要件は、以下のとおりです。

1. 個人が NVI に対して行う寄附金の額は、現金による寄附に限り、個人所得税から費用控除することが認められます。
2. 法人及びパートナーシップが NVI に対して行う寄附金の額は、以下の要件を充足する場合には現金、資産又は物品による寄附であっても法人所得税から費用控除することが認められます。
 - 2.1 寄附する目的で購入された資産については、資産の数量と評価額を示す購入に係る証憑が求められ、当該証憑に基づく評価額をもって費用控除することが認められます。
 - 2.2 法人又はパートナーシップが固定資産台帳に記載されている資産を寄附する場合には、当該資産の帳簿価額（減価償却後）に基づいて費用控除することが認められます。
 - 2.3 物品／商品（自作されたものであるか、取引のために購入されたものであるかを問わない）を寄附する場合には、在庫評価額を上限として、証憑に示された当該物品の評価額に基づいて費用控除することが認められます。
 - 2.4 寄附する目的で購入された資産又は物品の評価額は、当該資産又は物品の通常の購入価格を超えないものとされます。
3. 電子寄附システム（e-Donation）に記録された情報は、所得税の費用控除や VAT 免税の証憑として取り扱われます。

お問い合わせ先

本ニュースレターに関するご意見・ご質問等がございましたら、以下の担当者又は [Thailand Tax & Legal team](#) までお気軽にご連絡ください。

Anthony Visate Loh

International Tax & Legal
Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40112
Email: aloh@deloitte.com

Mark Kuratana

Global Employer Services
Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40125
Email: mkuratana@deloitte.com

Alisa Arechawapongsawat

Transfer Pricing
Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40171
Email:
aarechawapongsawat@deloitte.com

Nu To Van

Indirect Tax (Customs & VAT)
Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40163
Email: ntovan@deloitte.com

Chairak Trakhulmontri

Transfer Pricing
Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40157
Email: ctrakhulmontri@deloitte.com

Stuart Simons

Transfer Pricing
Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40135
Email: ssimons@deloitte.com

Darika Soponawat

Business Tax (Tax Compliance)
Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40115
Email: dsoponawat@deloitte.com

Thirapa Glinsukon

Business Tax (Tax Compliance)
Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40159
Email: tglinsukon@deloitte.com

Dr. Kancharat Thaidamri

Transfer Pricing
Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40118
Email: kthaidamri@deloitte.com

Wanna Suteerapornchai

Business Tax (M&A)
Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40144
Email:
wsuteerapornchai@deloitte.com

Korneeka Koonachoak

Business Tax (Value Chain
Alignment)
Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40122
Email: kkoonachoak@deloitte.com



Dbriefs

A series of live, on-demand and interactive webcasts focusing on topical tax issues for business executives.

Power of With

Focus on the power humans have with machines.

Tax@hand

Latest global and regional tax news, information, and resources.

Get in touch



[Deloitte Thailand](#) | [Add as safe sender](#)

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the “Deloitte organization”). DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about to learn more.

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which are separate and independent legal entities, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Osaka, Seoul, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo.

About Deloitte Thailand

In Thailand, services are provided by Deloitte Touche Tohmatsu Jaiyos Co., Ltd. and its subsidiaries and affiliates.

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms or their related entities (collectively, the “Deloitte organisation”) is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser.

No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication. DTTL and each of its member firms, and their related entities, are legally separate and independent entities.

© 2021 Deloitte Touche Tohmatsu Jaiyos Advisory Co., Ltd.